⑷　工事内容
　ⓐ　技術協力業務
　　１）業務内容　国道169号上池原トンネル他工事に係る技術協力業務１式
　　設計計画１式、現地踏査１式、本体工設計１式、施工計画・仮設備計画１式
　　２）予定工期　契約締結日の翌日から業務完了日（令和７年３月31日）まで。
　　３）本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。
　ⓑ　本建設工事
　　１）優先交渉権が与えられる工事内容　工事延長Ｌ＝2,870m、道路トンネル（ＮＡＴＭ）（標準部内空断面積53㎡）、掘削Ｌ＝2,778m、覆工Ｌ＝2,778m、坑門工２基、仮設工１式
　　２）予定工期　契約締結日の翌日から令和11年３月31日まで。
⑸　本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の委託契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で、工事価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、本建設工事の契約を締結する。
⑹　本案件は、技術提案書を提出したものの中から、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
　なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。
⑺　参考額　本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は、９百万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は、150億円程度（税込み）を想定している。
⑻　本建設工事は、契約締結後に施工方法等の提案（技術提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本建設工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
⑽　本建設工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　本案件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料並びに技術協力業務に関する参考見積書（以下「資料」という。）の提出等を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑿　総価契約単価合意方式の適用　本建設工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本建設工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
⒀　本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費を補正する試行の対象工事である。
⒁　本建設工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
⒂　本案件は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
　また、発注者の承諾を得て紙入札方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取り扱いについて、留意すること。
⒃　本建設工事は、令和７年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本案件の業務の優先交渉権者選定通知の日、工事の価格交渉、工事の優先交渉権者特定通知の日を変更する場合や取り止める場合がある。
　また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
⒄　本建設工事は、公示時には事業用地は未買収であり、工事契約するまでに事業用地を買収し、引き渡しが完了している条件としているが、用地買収の事情により、本案件の業務の優先交渉権者選定通知の日、工事の価格交渉、工事の優先交渉権者特定通知の日を変更する場合や取り止める場合がある。

２　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月４日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「国道169号上池原トンネル他工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
　ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　ⓑ　近畿地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
　　また、技術協力業務の優先交渉権者選定通知の日までに、近畿地方整備局における令和５・６年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
　ⓒ　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記ⓑの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
　ⓓ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓑの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
　ⓔ　平成21年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）から３）までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
　　１）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事。
　　２）トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が45㎡以上。
　　３）トンネルの施工延長が、掘削1,400m以上、かつ覆工1,400m以上であること。
　　ただし、上記１）から３）までは、同一工事の実績であること。
　　なお、特定ＪＶ及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成21年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成21年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記４）及び５）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各